

事業者各位
受講希望者の皆様へ

(石川労働局長登録教習機関)
(一社)七尾労働基準協会

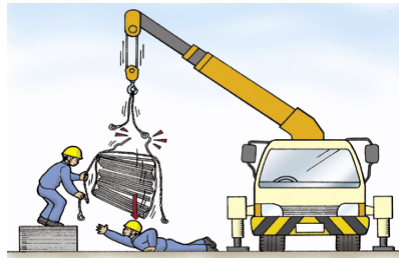
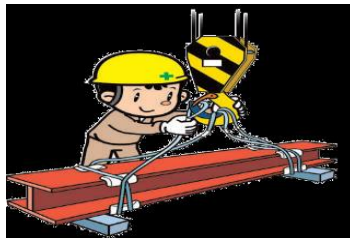
七尾会場

玉掛け技能講習 開催のご案内

労働安全衛生法では、つり上げ荷重1トン以上の定置式のクレーン及び、移動式クレーン等の玉掛けの業務は、登録教習機関が行なう玉掛け技能講習を修了した者でなければ当該業務に就くことができない、と定められています。

つきましては、下記のとおり標記講習を七尾会場にて実施しますので、この機会に資格を取得されますようご案内いたします。(この講習七尾では毎年6月・10月に開催しています。)

※ 玉掛のほか、職長教育、小型移動式クレーン運転技能講習、車輛系建設機械運転技能講習、高所作業車運転技能講習、クレーン運転特別教育、ガス・アーク溶接講習なども計画しています。



記

1 実施月日・会場 (学科2日・実技1日の計3日間講習です)

学科	6月11日(火) 12日(水) [8:50~17:15]	ワークパル七尾 【シルバー人材センター】 (七尾市小島町西部1番3)
実技	6月18日(火) [7:50~16:00]	七尾市内 (学科初日詳細にご案内)

2 受講資格 18才以上の方 (個人の申込みも可です)

※体調不良の方はご遠慮願います。

3 定員 30名

※準備の都合から、定員に達し次第締め切らせて頂きます。

4 申込期日 令和6年5月30日(木)まで

※申込期日(5/30)までに受講希望者が10名未満の場合は中止となります。

中止となった場合は、5月31日に申込者に連絡いたします。

以上、ご了承のうえお申込み願います。

・・・過去玉掛け技能講習の中止はありません。・・・

